

平成28年第7回佐渡市議会臨時会会議録（第1号）

平成28年11月2日（水曜日）

議事日程（第1号）

平成28年11月2日（水）午前10時00分開会・開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 （社会文教常任委員会付託案件）

議案第104号、議案第105号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（21名）

1番	北	啓	君	2番	宇	治	沙耶	花	君		
3番	室	岡	啓	史	君	4番	広	瀬	大	海	君
5番	上	杉	育	子	君	6番	山	田	伸	之	君
7番	荒	井	眞	理	君	9番	渡	辺	慎	一	君
10番	坂	下	善	英	君	11番	大	森	幸	平	君
12番	高	野	庄	嗣	君	13番	中	川	直	美	君
14番	中	川	隆	一	君	15番	中	村	良	夫	君
16番	佐	藤	孝	君	17番	猪	股	文	彦	君	
18番	近	藤	和	義	君	19番	祝	優	雄	君	
20番	竹	内	道	廣	君	21番	金	田	淳	一	君
22番	岩	崎	隆	寿	君						

欠席議員（1名）

8番 駒形 信雄 君

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	三浦	基裕	君	副市長	藤木	則夫	君
教育長	児玉	勝巳	君	総合政策監	池町	円	君
総務課長	渡邊	裕次	君	総合政策長	渡辺	竜五	君
財務課長	池野	良夫	君	学校教育部	吉田	泉	君

社会教育課
長

越前範行君

庁舎整備幹
主

猪股雄司君

事務局職員出席者

事務局長

村川一博君

事務局次長

本間智子君

議事調査係
長

太田一人君

議事調査係

杉山雅浩君

午前10時00分 開会・開議

- 議長（岩崎隆寿君） おはようございます。ただいまの出席議員数は21名であります。定足数に達しておりますので、平成28年第7回佐渡市議会臨時会を開催いたします。
- これより本日の会議を開きます。
-

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（岩崎隆寿君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
- 今臨時会の会議録署名議員は、15番、中村良夫君及び17番、猪股文彦君を指名いたします。
-

日程第2 会期の決定

- 議長（岩崎隆寿君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
- 今臨時会の会期及び会期日程について、議会運営委員長の報告を求めます。
- 議会運営委員長、中川隆一君。

〔議会運営委員長 中川隆一君登壇〕

- 議会運営委員長（中川隆一君） おはようございます。去る10月26日に議会運営委員会を開催し、今臨時会の会期及び会期日程について協議をいたしましたので、ご報告いたします。
- 会期につきましては、本日1日といたします。
- 会期日程につきましては、お手元に配付した会期日程表をごらんください。今臨時会の付議事件は、9月定例会において継続審査となった案件であります。よって、今臨時会では議案の上程等は行われず、この後、直ちに社会文教常任委員長の報告、委員長質疑、採決を行います。

以上であります。

- 議長（岩崎隆寿君） ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議会運営委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今臨時会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は本日1日に決定いたしました。

日程第3 （社会文教常任委員会付託案件）

議案第104号、議案第105号

- 議長（岩崎隆寿君） 日程第3、これより社会文教常任委員会に付託した案件についてを議題といたします。

本案について副委員長の報告を求めます。

社会文教常任副委員長、宇治沙耶花さん。

〔社会文教常任副委員長 宇治沙耶花君登壇〕

○社会文教常任副委員長（宇治沙耶花君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第104号 佐渡市総合教育センター条例の一部を改正する条例の制定について、議案第105号 佐渡市公民館条例の一部を改正する条例の制定について。以上2議案は両津支所の解体工事に伴い、佐渡市総合教育センター及び佐渡市公民館を平成29年1月4日から畑野行政サービスセンターへ暫定的に移転するため、条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（岩崎隆寿君） これより議案第104号 佐渡市総合教育センター条例の一部を改正する条例の制定についてに関する委員長質疑に入ります。

中川直美君の委員長質疑を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） それでは、お尋ねをしたいというふうに思います。

議案第104号についてであります。委員長の報告は、議案第104号、議案第105号を足して同じことを述べておりますが、議案第104号の佐渡市総合教育センター条例の一部を改正する条例の制定についてお尋ねをしたいというふうに思います。ご案内のとおり、この問題は両津支所の改築に伴ってとりあえず教育委員会が、委員長報告にもあるように、暫定的に畑野行政サービスセンターに移転をするという条例が主になっていますが、前回継続審査の理由を聞いたところ、通告してあるとおりであります。執行部より佐渡島開発総合センター及び両津支所の解体に伴う新築後の利用計画について明確な説明がありませんと、そして今後10月7日に住民説明会を開催し、その後委員会に対して説明するとのことであり、意見をつけて継続審査としたものというのがさきの9月議会での継続審査理由でありましたが、佐渡島開発総合センターも含めた両津支所の建設の建築内容も含めて委員会として十分な説明を受けて了としたのか。また、畑野行政サービスセンターに一旦引っ越した後、再度両津支所に本当に戻れる計画であることが確認できたのか、まずお尋ねをしたいというふうに思います。

2つ目は、教育委員会にかかわってであります。教育委員会事務局が今回の案には載っていないわけです。例えば現在は両津支所に間借りをしているというふうに私は考えていたのですが、教育委員会及び教育委員会の事務局の位置、いわゆる住所はどことなるのか、これもあわせてお尋ねしたいと思います。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

社会文教常任副委員長、宇治沙耶花さん。

○社会文教常任副委員長（宇治沙耶花君） それでは、中川議員の質問にお答えします。

両津支所に戻れることを確認できたのかという質問でしたが、当委員会では両津支所と佐渡島開発総合センターの配置図をもとに執行部から明確な説明があったため、了としたものであります。また、スペースについても確保できるということを確認してあります。

それから、位置についてですが、畑野行政サービスセンターへ移転した後、佐渡島開発総合センターへ戻るということを聞いております。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） うまく逃げられたのですけれども、1つ聞きたいのは配置図をもとにということで、今回のこの条例は単純に総合教育センターが移るという条例だけではなくて、今の答弁にもあったように配置図、建築図がどうなっているのかというのが大きな問題だというふうに思うのです。ご案内だと思うのですが、もともとの当初計画は教育委員会が金井に行くことになっていましたから、両津支所とあわせて複合施設となる公民館と図書館の改築計画には、もともと教育委員会約50名のスペースがないものであったはずですが。これは、一番最初の住民説明会でも明確に言っています。結局最初に大きさありきで、面積ありきで戻ってくることによって市民のスペース、例えば公民館とか図書館が狭くなってしまっているのではないかと。住民説明会でも市民が言っておりましたが、面積ありきで詰め込んでいる中にまた教育委員会を詰め込むということになるのではないかとと思うのですが、その辺は問題がないのかどうか。

2点目です。社会文教常任委員会で改築計画平面図をこの後議会でもやるようですが、基本的には了としたのかどうか、これ2点目にお尋ねをしたい。

3点目、わからない方もいるので、ちょっと丁寧に言いますが、改選前の3月議会で現在新穂行政サービスセンターの改築が進められています。紹介議員のついた請願書が出ました。そのとき何だったかという、大きな税金をかけた未来への支所の増築だから、投資するのだからしっかり住民の意見を反映したものにすべきだという趣旨の請願が出されました。また、おたくの委員会には本来まちづくりのあり方からこういったものはしっかりやっていくべきではないか、そうしないと将来に禍根を残すのではないかと言う方もいらっしゃるのだと思うのですが、そういう意味では教育委員会がしっかり戻れて地域づくりの拠点やまちづくりの拠点となるような中身になっているのかどうかというのが3点目です。

最後は、過去のあいぽーと佐渡のときの事例もそうだったのですが、できてみて失敗、小さ過ぎたという感じを受けるのではないかと。その辺は、どのように審査をされましたか。

○議長（岩崎隆寿君） 宇治沙耶花さん。

○社会文教常任副委員長（宇治沙耶花君） それでは、中川議員の質問にお答えします。

初めのスペースの件であります。執務スペース等の職員が入れるスペース等は十分に確保できるということで説明を受けてありますし、また市民の方が使用するスペースについては、これまでの実績等から検討して、問題ないというふうに伺っております。

そして、2つ目の基本的に了としたのかという点については、本委員会ではそのあたりについては審査はしていませんが、本日の午後のこれからの議員全員協議会で方針を示した後、再び住民説明会を行うということで執行部側からの説明を受けています。

それから、3点目の住民の意見を反映させたものであるかどうかということについては、住民の意見は反映させたものとしての今回の案であるということを確認しております。

それから、最後のあいぽーと佐渡の件になりますが、佐渡島開発総合センターの3階の大ホールでイベント等を行うときには、350人から上限400人のイベントを想定している、また200人以下についてはあいぽーと佐渡を利用してもらうことを考えているということで説明を受けております。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 教育委員会の位置の関係との問題で、もともと金井に行くということであったのだから、本来ならば金井に行ってもらい、住民が50人の職員という職場がなくなるという地域経済への影響やいろいろなものはもちろんあるのだけれども、例えば何も両津支所に戻らなくて、出たところにおいて住民のスペースをしっかりとやるということは実はこれまでの計画上から見ると何ら問題ないのではないか。もちろん住民の方はそういった議論はされていないようなのだけれども、その辺は今後の佐渡市の行政のあり方との関係でどうなるのかということをお尋ねをしたいというふうに思います。

それと、もう一点は、おおむね住民の意見が反映されたものだというご理解なのですが、この後、この前の第2回の住民説明会で住民からたくさんの意見が出た、公民館や図書館について。それが乾き切っていない中で議会が住民の意見を反映したという判断をするのは、私は早計ではないかと思うのですが、その辺はいかがですか。

○議長（岩崎隆寿君） 宇治沙耶花さん。

○社会文教常任副委員長（宇治沙耶花君） 最初の質問についてですが、当委員会としてはそこまでの審議はしておりません。

それから、住民の意見を反映させたものとして今回の案が出てきたということで、さらに詳しい内容は今後の議員全員協議会で方針が示された後、また住民説明会で明らかになるものと思っております。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で議案第104号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第104号 佐渡市総合教育センター条例の一部を改正する条例の制定についての採決に入ります。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第105号 佐渡市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてに関する委員長質疑に入ります。

中川直美君の委員長質疑を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） 続いて、中身は同じ内容で教育委員会の関連なのですが、いわゆる公民館というのは最近見直されているというのはご承知のとおりだと思うのですが、いわゆる中央公民館を同じように畑野行政サービスセンターに移すということなのです。ところが、戻ってくる。今この両津支所と一緒にやるのは両津地区公民館をやるわけで、そういう意味でいって非常に私は問題があるのではないかというふうに思うのです。今地方創生が言われていて、地域の人づくりが言われている中で、公民館の役割というのが文部科学省のほうでも強調されていて、地方創生の中でも公民館を生かした地方創生、図書館を生かした地方創生、文化を生かした地方創生をやりませんかというさなかで、中央公民館はでは一体どうなの

かと。やっぱり中央公民館機能も私は要るのではないかと思うのです。その辺は、あなた方はこれどのように審査をされましたか。議会はだめだという声もあったのですけれども、その辺はどうですか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

社会文教常任副委員長、宇治沙耶花さん。

○社会文教常任副委員長（宇治沙耶花君） それでは、中川議員のご質問にお答えいたします。

一旦畑野行政サービスセンターへ移動した学校教育課と社会教育課が両津支所へ戻るスペースがあるかと、10月7日の住民説明会の意見を反映させた両津支所の配置図となっているのかを当委員会では重点的に審査して確認しております、その中央公民館についての審査はしていません。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 今議会が政策能力をどう発揮するかということが全国で問われていて、ただ出された議案をうん、うんというのではなくて、やっぱり議会から大いに政策提起していかなければならないということを前提に言って2回目を聞きます。気になったのは、公民館機能の中で一番大事なのが調理室を置いてあるだけなのだけれども、調理室がないのはこれはなぜかと。第2回の住民の説明会の中でもその強い要望がありました。さきの9月議会では、金井には調理場がないので、何とかしてくれという請願が通りました。実は、新穂の方からいただいたのですが、ここに持っているのですが、10月27日付で新穂行政サービスセンター、公民館等の建てかえについての意見交換会ということで、この中に調理室はとるみたいなことを言われている。小木行政サービスセンターも公民館と支所が一緒になったから調理室はある、新穂も住民の願いが入って調理室はあるというのは、もしかしてこれとるのかどうなのか、自立するのかよくわかりませんが、これは極めて問題だろうと。公民館は、文部科学省で注目しているということで、5年に1回全国公民館連合会が統計調査をとっています。例えば全国の統計を見てみますと、一番利用度が高いのは会議室、研修室、それは当たり前なのですが、この数字によると一番利用度が高いのは会議室で90.6%、次に高くなっていくのが調理室ということで80.1ポイントということで、全国的に見ても調理場があることがその公民館機能を高めるということであるのだけれども、極めてこれ小さいものだ、単なる流しだというふう思うのですが、その辺は十分反映されていますか。

○議長（岩崎隆寿君） 宇治沙耶花さん。

○社会文教常任副委員長（宇治沙耶花君） それでは、中川議員の質問にお答えします。

調理室についてですが、あいぽーと佐渡を使用してほしいとお願いはしてあるそうなのですが、説明会のほうで、支所の中に調理室がないのは仕方がないが、給湯室、湯沸かし室に2つこんろを設置して広めにしてほしいという要望があったそうで、それに応じるように図面に今回落としているということで伺っております。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 前段の議案も含めて、この議案もそうなのですが、討論できないので、一言言っておきますが、支所の改築にあわせてとりあえず移転することは私は賛成します。だけれども、本来教育委員会のあり方や支所、図書館、公民館のあり方は大いに議論してやっぱり前向きにやっていくという点では非常に疑問が私は残ると思っています。そこで、聞きたいのですが、結果的に私が思ったのは、9月議会だったけれども、猪股庁舎整備主幹にも聞いたのだけれども、新穂行政サービスセンターは何ら

変更なく進んでいるということだったのだけれども、どうも小木行政サービスセンターも新穂行政サービスセンターも両津支所も調理場をとるという方向になって、だから両津支所もつけないのではないかというふうに思ったのですが、違いますか。

○議長（岩崎隆寿君） 宇治沙耶花さん。

○社会文教常任副委員長（宇治沙耶花君） それでは、中川議員の質問にお答えします。

当委員会では、そのことについての確認はしておりません。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で議案第105号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第105号 佐渡市公民館条例の一部を改正する条例の制定についての採決に入ります。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

平成28年第7回佐渡市議会臨時会を閉会いたします。

午前10時21分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 岩 崎 隆 寿

署 名 議 員 中 村 良 夫

署 名 議 員 猪 股 文 彦